

改正

昭和52年3月31日規則第21号  
昭和52年5月27日規則第40号  
昭和58年6月11日規則第39号  
昭和61年3月31日規則第45号  
昭和62年11月6日規則第78号  
平成5年2月19日規則第9号  
平成6年3月31日規則第140号  
平成6年9月30日規則第213号  
平成7年3月17日規則第10号  
平成11年4月19日規則第106号  
平成12年3月28日規則第129号  
平成12年12月27日規則第255号  
平成13年3月30日規則第83号  
平成13年9月28日規則第121号  
平成17年9月20日規則第84号  
平成21年12月25日規則第73号  
平成22年3月26日規則第14号  
平成27年11月27日規則第96号

岩手県内水面漁業調整規則をここに公布する。

岩手県内水面漁業調整規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 水産動物の採捕の許可（第6条—第23条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第24条—第36条）

第4章 罰則（第37条—第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

一部改正〔平成17年規則84号〕

（適用範囲）

**第2条** この規則は、漁業法第8条第3項に規定する内水面に適用する。

（申請又は届出）

**第3条** 水産動物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所地が沿岸広域振興局及び県北広域振興局（以下「広域振興局」という。）の所管区域内にある者にあつては当該広域振興局長を経由して、その住所地が広域振興局の所管区域外にある者にあつては直接申請し、又は届け出なければならない。ただし、住所地が広域振興局の所管区域外（県外を除く。）にある者が第7条、第14条第1項、第15条又は第16条の申請をしようとする場合にあつては、その住所地の所在する市町村の長を経由して申請しなければならない。

一部改正〔昭和61年規則45号・平成5年9号・12年129号・17年84号・21年73号・22年14号〕

（代表者の届出）

**第4条** 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、様式第1号によるものとする。

（漁業権等に関する申請書の様式）

**第5条** 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、当該各号に定めるところによ

るものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請書 様式第2号
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 様式第3号
- (3) 漁業法第129条第1項又は第3項の規定による認可の申請書 様式第4号  
一部改正〔昭和62年規則78号・平成13年83号〕

## 第2章 水産動物の採捕の許可

（水産動物の採捕の許可）

**第6条** 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合及び漁業法第129条に規定する遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) 投網
  - (2) 小型定置網（たが網を含む。）
  - (3) 刺し網（複合式刺し網を除く。）
  - (4) す建て網
  - (5) 地びき網
  - (6) やな
  - (7) がら掛け（がら掛けに擬餌を付けて用いる場合を含む。以下同じ。）を用いる漁法（あゆ以外の魚種を目的とする場合に限る。）
  - (8) ぱっくり（別名ひっかけ）を用いる漁法（あゆ以外の魚種を目的とする場合に限る。）
- 一部改正〔昭和52年規則21号・62年78号・平成17年84号〕

（許可の申請）

**第7条** 前条の規定による許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、様式第5号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

一部改正〔昭和52年規則21号〕

（許可の有効期間）

**第8条** 採捕の許可の有効期間は、3年とする。

2 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることがある。

（許可証の交付）

**第9条** 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第6号の許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

**第10条** 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者（以下「従事者」という。）に携帯させなければならない。

2 許可証の書換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、その住所地が広域振興局の所管区域内にある者にあつては当該広域振興局長が、その住所地が広域振興局の所管区域外にある者にあつては知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく、同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正〔昭和52年規則21号・61年45号・平成12年129号・17年84号・22年14号〕

（許可証の譲渡等の禁止）

**第11条** 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、

又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

**第12条** 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

**第13条** 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更の許可)

**第14条** 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、様式第7号による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

**第15条** 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(採捕の許可の内容たる事項を除く。)に変更を生じたときは、速やかに、様式第8号による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

一部改正〔平成17年規則84号〕

(許可証の再交付の申請)

**第16条** 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

一部改正〔平成17年規則84号〕

(許可証の書換え交付及び再交付)

**第17条** 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第14条の許可をしたとき。

(2) 第15条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請のあったとき。

(3) 第22条第1項の規定に基づき、採捕の許可につき、その内容を変更し、又は制限し、若しくは条件を付けたとき。

一部改正〔平成17年規則84号〕

(許可証の返納)

**第18条** 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によって成立した法人又は清算人が前2項の手続きをしなければならない。

一部改正〔平成13年規則83号・17年84号〕

(許可をしない場合)

**第19条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしない。

(1) 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

(2) 水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第2号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成6年規則213号・17年84号〕

(許可の取消し)

**第20条** 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第1項第1号の規定に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

一部改正〔平成6年規則213号・17年84号〕

**第21条** 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6箇月間又は引き続き1年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことがある。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第11項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第2項の規定は、第1項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則213号・12年129号・13年121号〕

(水産資源の保護培養等のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

**第22条** 知事は、水産資源の保護培養又は漁業調整のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限し、若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることがある。

2 採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行うことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第20条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。

一部改正〔平成6年規則213号・17年84号〕

(許可の失効)

**第23条** 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

一部改正〔平成13年規則83号〕

### 第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

**第24条** 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の繁殖保護上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔昭和52年規則21号・40号〕

(採捕等の禁止)

**第25条** さけは、これを採捕してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

名称	禁止期間
あゆ	1月1日から6月30日まで
さくらます	7月1日から翌年2月末日まで
いわな	10月1日から翌年2月末日まで
やまめ（ひかりを含む。）	10月1日から翌年2月末日まで

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔昭和62年規則78号〕

(全長の制限)

**第26条** 次の表の左欄に掲げる水産動物で、全長が同表右欄に掲げるものは、これを採捕してはならない。

名称	全長
いわな	13センチメートル以下
やまめ (ひかりを含む。)	13センチメートル以下
こい	10センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和62年規則78号〕

(放産後の魚卵採取の禁止)

**第27条** 放産後の魚卵は、これを採取してはならない。ただし、人工ふ化放流の実施のために、漁業権の内容となっている魚種の卵を当該漁業権者が、その漁場内において移殖する場合は、この限りでない。

2 第25条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和62年規則78号・平成17年84号〕

(漁具漁法の制限及び禁止)

**第28条** 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) かぎ又はやす (ます類の採捕を目的とする場合に限る。)

(2) 複合式刺し網

(3) まき網

(4) 袋網 (ももひき網、地ごく網、かます網その他の袋形状の網をいう。)

(5) 水中に電流を通じてする漁法

(6) 火光を利用してする漁法

(7) 発射装置を使用してする漁法

(8) 鶉(う)なわひき (別名ぼりびき。河川において板片、鳥羽、柳枝、杉葉等を縄に連ねたものをもって魚族を追い回してする漁法をいう。)

(9) すがり漁法 (餌釣り及び擬餌釣りを除く。)

(10) 瀬干し漁法

一部改正〔昭和52年規則21号・62年78号・平成17年84号〕

**第29条** 投網又は刺し網により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具の網目は、20ミリメートル以上でなければならない。

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成17年規則84号〕

(禁止区域)

**第30条** 次に掲げる河川の区域内においては、水産動物を採捕してはならない。ただし、第2号に掲げる河川の区域内における9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕及び第3号に掲げる河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。

(1)

河川名	区域
雫石川	盛岡市上太田及び滝沢市大釜地内の鹿妻穴口頭首工水門の上流100メートルの地点から同水門の下流50メートルの地点までの間の区域
三田市川	三田市川と小本川との合流点から下閉伊郡岩泉町乙茂地内の三田市砂防えん堤下流端までの間の区域

(2)

河川名	区域
丹藤川	岩手郡岩手町大字川口字滝地内の滝の上流50メートルの地点から同滝の下流50メートルの地点までの間の区域

猿ヶ石川	北上市更木町地内の臥牛発電所用水路えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域
	花巻市東和町東晴山地内のかぶら用水えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域
砂鉄川	一関市大東町摺沢地内の小沼発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域
	砂鉄川と北上川との合流点から一関市川崎町地内の砂鉄橋上流端までの間の区域
閉伊川	宮古市川井地内の川井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの間の区域
馬淵川	二戸市金田一地内の下山井発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の区域
	二戸郡一戸町大字一戸地内の越田発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流200メートルの地点までの間の区域
安比川	二戸市似鳥地内の合川発電用水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流300メートルの地点までの間の区域
	二戸市浄法寺町駒ヶ嶺地内の滝見橋上流端の上流200メートルの地点から同橋下流端の下流100メートルの地点までの間の区域

(3)

河川名	区域
北上川	盛岡市地内の開運橋上流端から同市地内の明治橋下流端までの間の区域
	北上川と稗貫川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の区域
	北上川と豊沢川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の区域
	北上川と猿ヶ石川との合流点の上流300メートルの地点から同合流点の下流500メートルの地点までの間の区域
中津川	中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の区域
	雫石川と北上川との合流点から同合流点の上流東北本線の鉄橋上流端までの間の区域

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成7年規則10号・11年106号・17年84号・21年73号・27年96号〕

(夜間の採捕の禁止)

**第31条** 網漁具により日没から日の出までの間、水産動物を採捕してはならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて採捕する場合、遊漁規則に基づいて採捕する場合及び採捕の許可を受けた者が第6条第2号から第5号までの漁具によって採捕する場合は、この限りでない。

一部改正〔昭和62年規則78号・平成17年84号〕

(砂れきの採取等の禁止)

**第32条** 第30条に規定する禁止区域においては、砂れきの採取又は除去を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

(1) 河川工事、砂防工事、地すべり防止工事及び海岸保全施設に関する工事（災害復旧事業としてこれらの工事を行うものを含む。）による場合

(2) 河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者、砂防法（明治30年法律第29号）第5条に規定する県知事若しくは同法第6条に規定する国土交通大臣、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条に規定する県知事又は海岸法（昭和31年法律第101号）第5条に規定する海岸管理者が県知事に協議し、その結果に基づき河川法等の許可がなされた場合  
一部改正〔平成12年規則129号・255号・17年84号〕

（さく河魚類の通路をしゃ断して行う水産動物の採捕の制限）

**第33条** さく河魚類の通路をしゃ断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合は、河川流幅の5分の1以上を魚道として開通しなければならない。ただし、あゆやなについては、この限りでない。

2 前項の場合において、2張以上の網漁具を使用して採捕を行うとき又は他に網漁具を使用した採捕が行われているときは、網漁具の位置は、それぞれ100メートル以上の間隔を置かなければならない。

一部改正〔平成17年規則84号〕

（試験研究等の適用除外）

**第34条** この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動物の採捕の期間若しくは区域又は水産動物の採捕に使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）その他特別の事由（以下「試験研究等」という。）により水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第9号による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の許可をしたときは、様式第10号による許可証を交付する。

4 知事は、第1項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることがある。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後、遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項を変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

8 前項の許可を受けようとする者は、様式第11号による申請書を知事に提出しなければならない。

9 第3項及び第4項の規定は、第7項の場合に準用する。この場合において、第3項中「交付する」とあるのは、「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

10 第10条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について、準用する。

一部改正〔昭和52年規則21号・62年78号・平成6年140号・17年84号〕

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

**第35条** 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和52年規則21号・40号〕

（標識の書換え又は再設置等）

**第36条** 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し、若しくははき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

一部改正〔平成17年規則84号〕

#### 第4章 罰則

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第6条、第13条、第24条第1項、第25条から第33条まで又は第34条第6項の規定に違反した者

(2) 第12条、第22条第1項又は第34条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規

定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第22条第1項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

(4) 第24条第2項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和58年規則39号・62年78号・平成5年9号・17年84号・21年73号〕

**第38条** 第10条第1項（第34条第10項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正〔昭和62年規則78号・平成5年9号・21年73号〕

**第39条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第37条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

**第40条** 第10条第3項（第34条第10項において準用する場合を含む。）、第11条、第15条、第16条、第18条第1項若しくは第2項又は第34条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

一部改正〔昭和62年規則78号・平成5年9号・7年10号・21年73号〕

#### 附 則

1 この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に岩手県漁業調整規則（昭和26年岩手県規則第57号。以下「旧規則」という。）に基づいてした許可その他の知事の処分で、この規則に相当する規定があるものは、それぞれこの規則によりしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

3 この規則施行前に旧規則によって交付した許可証は、この規則の規定によって交付した許可証とみなす。

一部改正〔平成17年規則84号〕

4 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和52年3月31日規則第21号抄）

（施行期日）

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年5月27日規則第40号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和58年6月11日規則第39号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月31日規則第45号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年11月6日規則第78号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和62年11月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岩手県内水面漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付されている許可証は、この規則による改正後の岩手県内水面漁業調整規則の規定により交付されている許可証とみなす。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**（平成5年2月19日規則第9号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年3月31日規則第140号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の岩手県内水面漁業調整規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下

「施行日」という。)以後に提出し、又は交付する申請書等又は許可証について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は許可証については、なお従前の例による。

**附 則** (平成6年9月30日規則第213号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

**附 則** (平成7年3月17日規則第10号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成11年4月19日規則第106号)

- 1 この規則は、平成11年5月9日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月28日規則第129号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の岩手県内水面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第3条の規定によりされた申請又は届出に係る手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に旧規則第10条第2項(第34条第10項において準用する場合を含む。)の規定により住所地が地方振興局の所管区域外(県外を除く。)にある者の住所地の所在する市町村の長が証明した許可証の写し及び住所地が県外にある者の住所地の所在する都道府県の知事が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の岩手県内水面漁業調整規則第10条第2項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

**附 則** (平成12年12月27日規則第255号抄)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成13年3月30日規則第83号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成13年9月28日規則第121号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則** (平成17年9月20日規則第84号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条第2号の表猿ヶ石川の項及び安比川の項の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成21年12月25日規則第73号)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成22年3月26日規則第14号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の岩手県内水面漁業調整規則第10条第2項(第34条第10項において準用する場合を含む。)の規定により地方振興局の長が証明した許可証の写しは、この規則による改正後の岩手県内水面漁業調整規則第10条第2項の規定により広域振興局の長が証明した許可証の写しとみなす。

**附 則** (平成27年11月27日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
 氏 名 ④  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

住 所  
 氏 名 ④  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

代 表 者 選 定 届

次のとおり の採捕に係る共同申請の代表者を選定したので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

代表者 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

(A4)

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
 氏 名 印  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

住 所  
 氏 名 印  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

代 表 者 変 更 届

次のとおり 年 月 日付けで届け出た の採捕に係る共同申請の代表者を  
変更したので、漁業法第5条第1項の規定により届け出ます。

旧代表者 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

新代表者 住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所所在地、名称及  
 び代表者の氏名)

(A4)

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

様式第2号ア（第5条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
漁業協同組合  
理事 氏 名 印

漁業権（入漁権）行使規則認可申  
請書

年 月 日岩手県告示第 号で公示された内共（区）第 号に係る漁業  
権について、別添のとおり 漁業協同組合内 第 号 漁業権（入漁権）行使  
規則を制定したいので、漁業法第8条第4項の規定により、認可を申請します。

（A4）

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号〕

様式第2号イ（第5条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
漁業協同組合  
理事 氏 名 印

漁業権（入漁権）行使規則変更  
（廃止）認可申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で認可された 漁業協同組合内  
第 号 漁業権（入漁権）行使規則について、別添のとおり変更（廃止）したい  
ので、漁業法第8条第5項において準用する同条第4項の規定により、認可を申請しま  
す。

（A4）

追加〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
氏 名 印

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

漁 業 免 許 申 請 書

年 月 日岩手県告示第 号で公示された内共（区、定）第 号漁業の  
免許を受けたいので、漁業法第10条の規定により申請します。

（A4）

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所  
漁業協同組合  
理事 氏 名 印

遊 漁 規 則 認 可 申 請 書

年 月 日岩手県告示第 号で公示された内共第 号に係る第五種共同  
漁業権について、別添のとおり 漁業協同組合内共第 号第五種共同漁業権遊漁規  
則を制定したいので、漁業法第129条第1項の規定により、認可を申請します。

（A4）

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

漁業協同組合

理事 氏 名 印

遊漁規則変更認可申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で認可された 漁業協同組合内共  
第 号第五種共同漁業権遊漁規則について、別添のとおり変更したいので、漁業法第  
129条第3項の規定により、認可を申請します。

(A4)

追加〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

(法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)

による採捕許可申請書

による採捕の許可を受けたいので、岩手県内水面漁業調整規則第7条第1項の規  
定により、次のとおり申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動物の種類
- 4 採捕期間 月 日から 月 日まで
- 5 漁具又は漁法の種類、規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名

(A4)

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

許可番号第 号
による採捕許可証
住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)
1 採捕の種類
2 採捕区域
3 採捕期間 月 日から 月 日まで
4 採捕に従事する者の住所及び氏名
5 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
6 制限又は条件
年 月 日
岩手県知事 氏 名 印

-----12センチメートル-----

18センチメートル

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

による採捕許可の内容変更許  
可申請書

による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、岩手県内水面漁業調整規  
則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可の内容	変更後の許可の内容

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

(A4)

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

による採捕許可証書換え交付  
申請書

による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、岩手県内水面漁業調整規則第15条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日 年 月 日
- 4 書き換えようとする事項

項 目	現在の許可証記載事項	書き換えようとする内容

5 書換えを必要とする理由

(A4)

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

### 水産動物特別採捕許可申請書

水産動物の特別採捕の許可を受けたいので、岩手県内水面漁業調整規則第34条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 目的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項  
岩手県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 採捕しようとする水産動物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- 4 採捕の期間 月 日から 月 日まで
- 5 採捕の区域
- 6 使用漁具及び漁法
- 7 採捕に従事する者の住所及び氏名

（A4）

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

許可番号第 号	水産動物特別採捕許可証	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)
1 適用除外の事項 岩手県内水面漁業調整規則第 条第 項		
2 採捕する水産動物の種類及び数量		
3 採捕の区域	4 採捕の期間 月 日から 月 日まで	5 使用漁具及び漁法
6 採捕に従事する者の住所及び氏名	7 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで	8 制限又は条件
年 月 日		岩手県知事 氏 名 印

-----18センチメートル-----

26センチメートル

全部改正〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

水産動物特別採捕許可変更許可申  
請書

水産動物の特別採捕の許可の変更について許可を受けたいので、岩手県内水面漁業調整規則第34条第8項の規定により、次のとおり申請します。

1 適用除外の事項

岩手県内水面漁業調整規則第 条第 項

2 許可番号

3 許可年月日 年 月 日

4 変更しようとする事項

項 目	現在の許可の内容	変更後の許可の内容

5 変更を必要とする理由

(A4)

追加〔昭和62年規則78号〕、一部改正〔平成6年規則140号・17年84号〕